

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第27号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中第20項を第21項とし、第17項から第19項までを1項ずつ繰り下げ、第16項の次に次の1項を加える。

17 区役所の保健部及び区役所支所の健康づくり推進室に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、保健福祉局保健衛生推進室保健医療課の職員に兼職されたものとみなす。

第2条第19項各号列記以外の部分中「前条第19項」を「前条第20項」に、「同条第20項」を「同条第21項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「前条第18項」を「前条第19項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項各号列記以外の部分中「前条第17項」を「前条第18項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項の次に次の1項を加える。

17 前条第17項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、新型インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第1号に規定する新型インフルエンザをいう。）の発生の予防及びそのまん延の防止に係る事務に従事させる。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)